

**国道168号香芝王寺道路の香芝市所有歩道橋
架け替えについて香芝市が費用負担を拒んでいる件**

**令和7年3月13日（木）
知事定例記者会見資料**

県土マネジメント部
道路建設課 堀川、井上
ダイヤル 0742-27-7498
内線 4130、4146

◇3/7 市議会において、「債務不存在確認請求の訴えの提起(追加議案)」が可決。

議案書〈訴えの趣旨(一部、加筆)〉

- ・県が施行する一般国道168号拡幅事業に起因した歩道橋架け替え工事について香芝市が県に対して5,144万9,200円の支払債務が存在しないことを確認する。

[香芝市長が発言した訴え提起の提案理由(要旨)]

- ① 県が根拠とする基本協定書は有効期間が経過している。
- ② 委託契約とは、工事に先立って締結するものであって、委託契約を締結しないままに工事を実施してから事後的に締結して、体裁を整えるということには財務会計上の問題がある。
- ③ 県が管理する国道にかかる歩道橋の設置の責務は奈良県(地方財政法に抵触)。
- ④ 本件歩道橋のある交差点と、その南側にある信号交差点では、過去10年間で132件にも上る交通事故が発生している危険な道路であることに鑑みれば、道路管理者としての県には、歩道橋を設置する責務がある。
- ⑤-1 県議会においては、本市の見解に理解を示される議員も多いと聞いており、奈良県知事が県議会に訴えの提起の議案を提出しても否決される可能性がある。
- ⑤-2 長期間が経過してから、訴訟提起をしてくる事も想定される。
- ⑤-3 それ(県の提訴)が認められた場合、法定利息の請求にも及ぶことがほぼ確実で、即時確定の利益があること。
- ⑤-4 市が債務不存在確認請求の訴えを提起することによって、裁判所の判断で、その法律関係の存否を確定しておくことが、本市の権利保護にとって有効適切。

① 県が根拠とする基本協定書は有効期間が経過している。

[県の考え方について]

- ・県は、基本協定書の有効期間内(令和6年12月31日)に、歩道橋の架け替え工事を完了させ、その上で、令和6年9月に詳細な精算内訳を説明し、委託契約を締結するよう市に要請してきた。
(市に示した精算内容は、基本協定書に定めた費用区分に基づいているとともに、同協定書に明記していた概算総額60百万円以内の金額を提示)
- ・基本協定書が有効期間切れとなったのは、市がそもそも有効期間内に別途費用精算のための委託契約を締結するという自らの債務を履行しなかったからであって、基本協定書の有効期間切れという香芝市の主張は、自らの債務不履行を全く正当化するものではない。

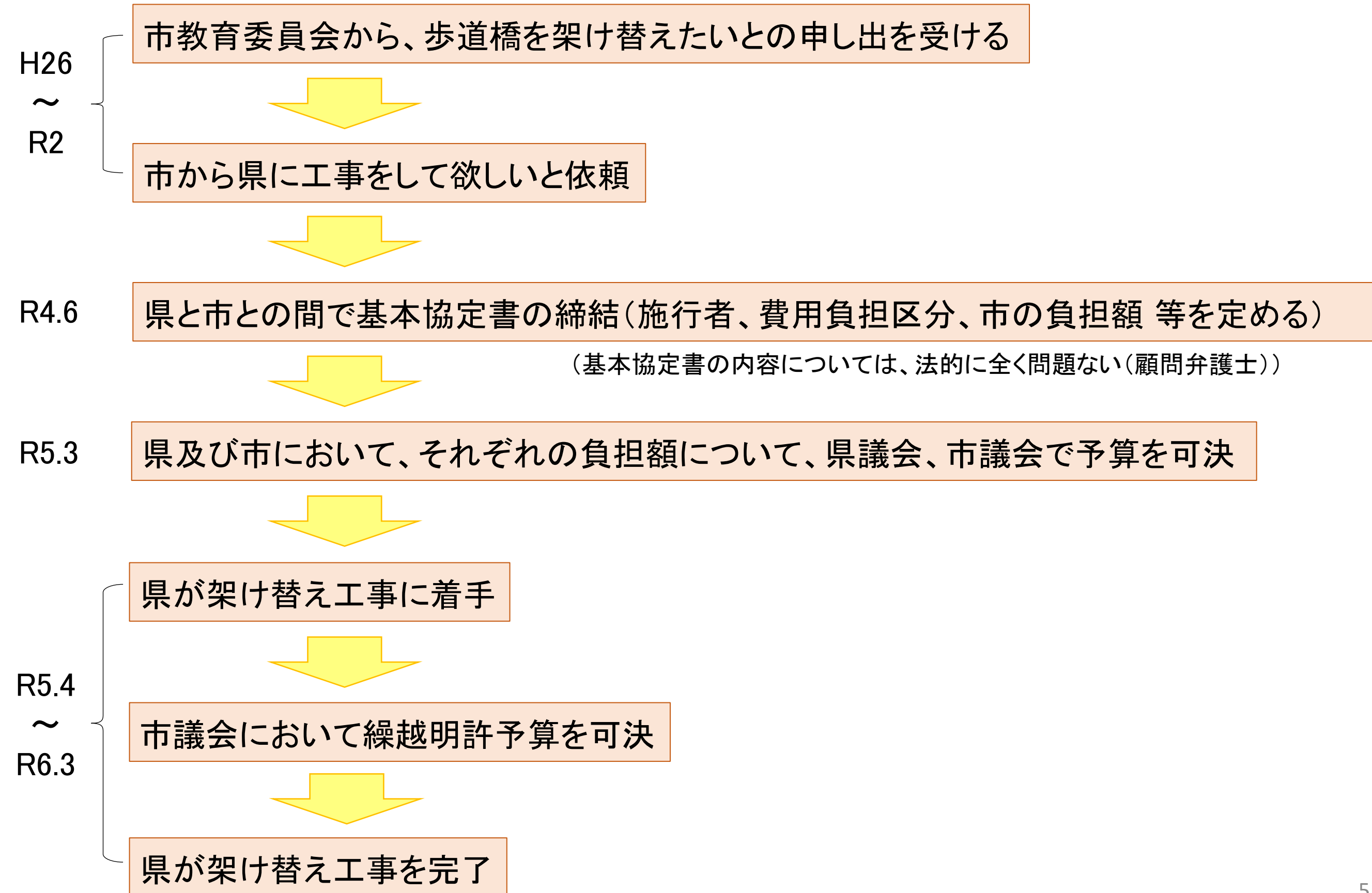
有効期間切れとなったのは、香芝市の「履行遅滞」が原因

- ② 委託契約とは、工事に先立って締結するものであって、委託契約を締結しないままに工事を実施してから事後的に締結して、体裁を整えるということには財務会計上の問題がある。

[県の考え方について]

- 歩道橋架け替えにあたり、工事着手前に契約に相当する基本協定書を県と市の間で締結していることから、あたかも勝手に県が工事を進めたとの誹りを受ける覚えはありません。
- この基本協定書では、「工事に要する費用は事業の進捗及び予算の状況等を踏まえて市と県が協議し、別途締結する委託契約で定める」とあり、又、工事完了後の市と県の立会のうえ費用の精算を行うことや、費用は一括して支払うこととしていることから、市の負担額は工事が完成した後でしか確定し得ず、その後に委託契約を結ぶことは明白です。
- なお、現在香芝市が主張している「本市と委託契約を締結せず金額について最終的な合意を経ないまま工事を実施した。」との見解は、突如、令和7年2月14日に関係者各位あての文書の中で示された内容であり、県に対して正式な申し入れはなく、非常に困惑しています。
- また、県の協議記録（抜粋）においては、以下のとおりとなっています。
2024(R6.5.) 「香芝市は6千万円の予算の繰り越しを行っているので、いつまでに払いたいという期日はない」と香芝市教育委員会が発言。
「今後の流れとしては、精算額が固まる⇒委託契約書を締結（香芝市了承済み）
⇒納入通知書にて納付」を双方確認している。

○架け替え工事完了までの経緯



[香芝市長が発言した訴え提起の提案理由(要旨)]

③ 県が管理する国道にかかる歩道橋の設置の責務は奈良県(地方財政法に抵触)。

[県の考え方について]

③-1

利用者数が「歩道橋の設置基準」を満たしていない。

③-3

香芝市自らが再設置を判断し、県に工事を依頼した。

③-2

香芝市が占用により、設置・管理してきた。

③-4

市が所有する施設であり、市に費用負担を求めることは、地方財政法に反しない。

③-1 利用者数が「歩道橋の設置基準」を満たしていない。

そもそも県が設置すべき歩道橋なのか(立体横断施設の設置基準)

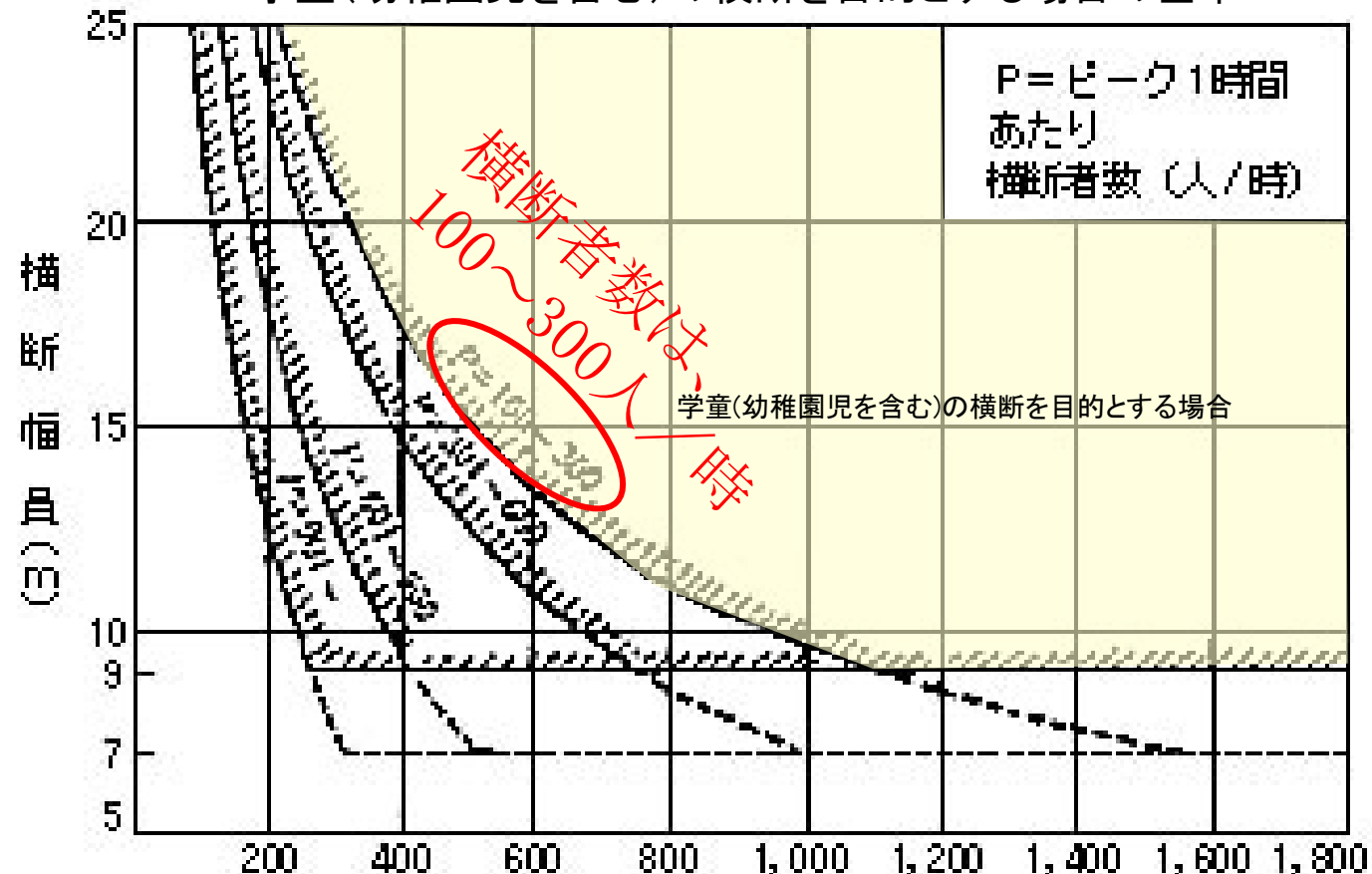
・道路管理者自らが横断歩道橋の設置を判断する場合、右基準による。

・これによると、
最低でも100人/時の横断者数が対象。

・平成26年当時の香芝市との協議において、
市から児童の利用者数が10人程度との報告を受けている。

・今年に入り、平日の利用者数を改めて県で調査したところ、
ピーク1時間当たり60人程度(7~8時)の利用者数であることを確認。

学童(幼稚園児を含む)の横断を目的とする場合の基準



1時間あたり往復合計交通量(台/時)

出典:「立体横断施設技術基準および道路標識設置基準について」
建設省都街発第一三号・道企発第一四号
昭和五三年三月二二日都市局長・道路局長通達

県が設置すべき歩道橋と扱えない

③-2 香芝市が占有により、設置・管理してきた。

○横断歩道橋の設置者

①道路の附属施設 ……交通事故の防止等を図るため、道路管理者が必要に応じて設置
[設置例: 国道169号を横断する「粟殿^{おおどの}歩道橋(桜井市役所前の歩道橋)(県管理)」]

②交差する道路の管理者が設置する施設 ……道路管理者間の協議によって、交差する道路管理者が設置
[設置例: 県道中和幹線を横断する「真美ヶ丘1号横断歩道橋(香芝市管理)」]

③道路の占有物件 ……道路管理者以外の者が設置
⇒道路管理者は、道路法第32条第1項第5号にある「通路」として許可。
[設置例: 県道奈良加茂線を横断する「ロートスタジアム奈良の前にあった歩道橋(奈良市管理: 撤去済)」]

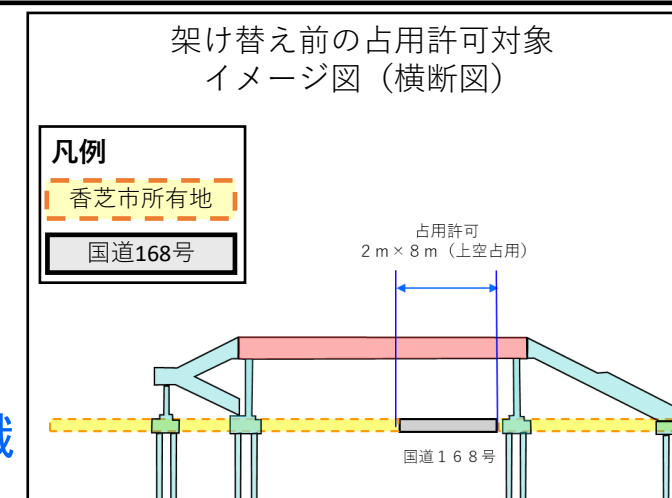


▲真美ヶ丘1号横断歩道橋 写真 [Googleストリートビュー引用]



▲ロートスタジアム奈良の前にあった歩道橋 写真 [Googleストリートビュー引用]

- ・本件は、「③道路の占有物件」に該当する。
(橋脚や階段は、市の敷地に設置されており、占有許可の対象とはしていない。)
- ・当該歩道橋の一部(通路)は、平成7年に香芝市(教育委員会)から道路管理者である奈良県に道路占有許可申請があり、香芝市が設置したもの。
⇒香芝市が自ら必要だと判断し、設置管理している歩道橋
- ・以降3年毎に香芝市は、道路占有の継続申請を行っている。
⇒このことから、香芝市は自ら設置・管理している占有物件であることを継続して認識している。
- ・なお、占有許可条件には、「道路管理上支障を生じた場合は、直ちに占有者の費用負担において撤去し、原形に復旧すること。」となっている。



当該歩道橋は、香芝市(教育委員会)の施設であり、占有条件に基づき撤去費は占有者である市が負担すべき

③ー3 香芝市自らが再設置を判断し、県に工事を依頼した。

香芝市
主張の変遷

歩道橋は
不要

歩道橋は
残したい

○香芝市が歩道橋の存続を判断するに至った検討の協議経緯(県の協議記録から抜粋)

- 2014(H26.3) 「道路の拡幅後は、旭ヶ丘団地東入口交差点を經由すれば、小学校まで歩道を通ることになり、今よりも安全。」と香芝市土木課が発言。
- 2014(H26.11) 「歩道橋を使用している児童は10名程度。維持管理にコストがかかりすぎるため不要。」と香芝市土木課、農政土木管理課が発言。
- 2015(H27.3) 「**教育委員会に確認したところ、そのまま残して欲しいとのこと。**」と香芝市土木課、農政土木管理課が発言。
- 2018(H30.11) 「**撤去に反対する意見が多くあり、機能回復を求める**」と香芝市教育委員会が発言。
- 2019(R1.7) 「**現在の歩道橋を県にて全額負担することは困難であることは理解できる**」、
「**設置経緯を考えると市が一部費用を負担することも仕方ない**」、
「**教育委員会教育部が設計や工事発注などを行うことは現実的には困難**」、
「**県にて行って貰うことが出来ないか検討して欲しい**」と香芝市教育委員会が発言。
- 2020(R2.6) 高田土木と市は、歩道橋の架け替えについて、
平成26年から協議してきた経緯を踏まえ協定書を締結 ⇒歩道橋の存続が決定
・県が、歩道橋の撤去、新設の工事を行うこと。
・費用負担は、県と市でそれぞれ分担すること。
・架け替え工事が完成した後は、市に引き渡し、維持管理は市が行うこと。

香芝市が歩道橋の存続を判断し、県も協力することを決定

③ー4 市が所有する施設であり、市に費用負担を求めることは、地方財政法に反しない。

- ・当該歩道橋は市が管理する施設であり、当該歩道橋の架け替えについては、奈良県の本来事務にあたらなことから、市に費用負担を求めることは地方財政法に抵触しない。
⇒「道路の附属物」には、道路管理者以外の者が占用物件として設置したものは含みません。

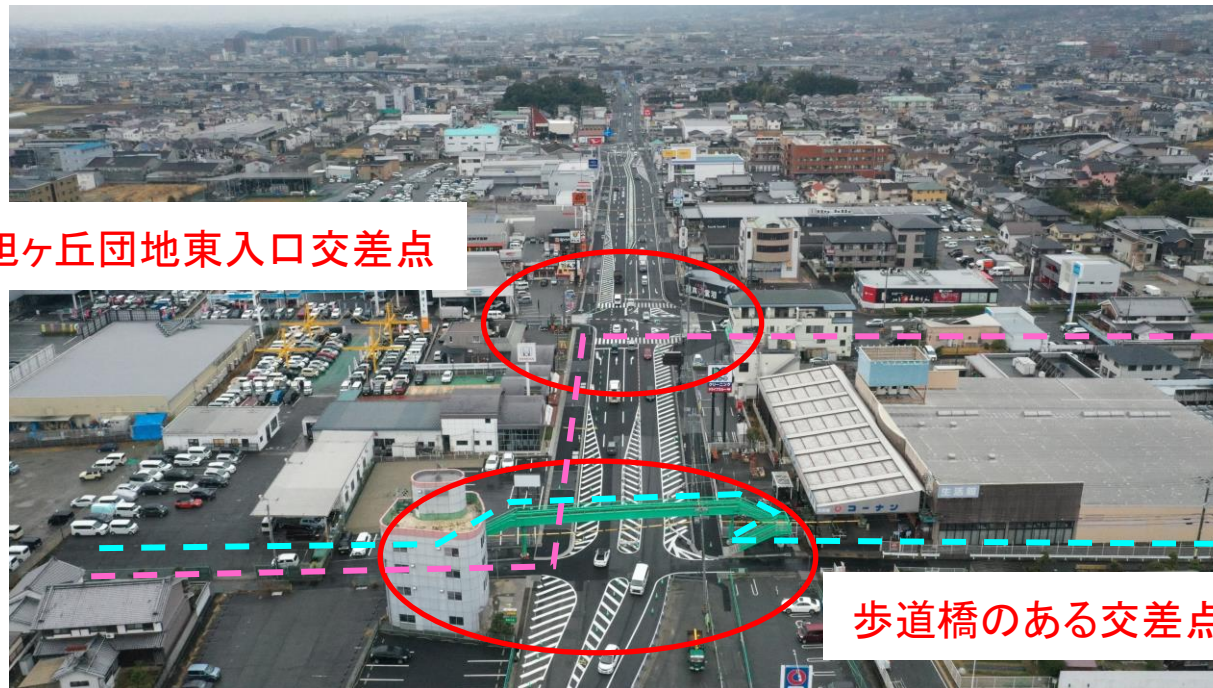
- ・地方財政法の意味するところは、本来都道府県が負担すべき経費を市町村に負担させてはならないと規定しているもので、例えば、用地費や道路側溝の整備費などを負担させてはならないという趣旨。
- ・当該歩道橋は、平成7年に香芝市(教育委員会)が所有する敷地内に自ら設置したもので、設置にあたっては道路法の規定により占用許可を申請され、本県は「通路」として占用許可してきた。

香芝市の地方財政法に抵触するとの指摘は、全くの見当違い

④ 本件歩道橋のある交差点と、その南側にある信号交差点では、過去10年間で132件にも上る交通事故が発生している危険な道路であることに鑑みれば、道路管理者としての県には、歩道橋を設置する責務がある。

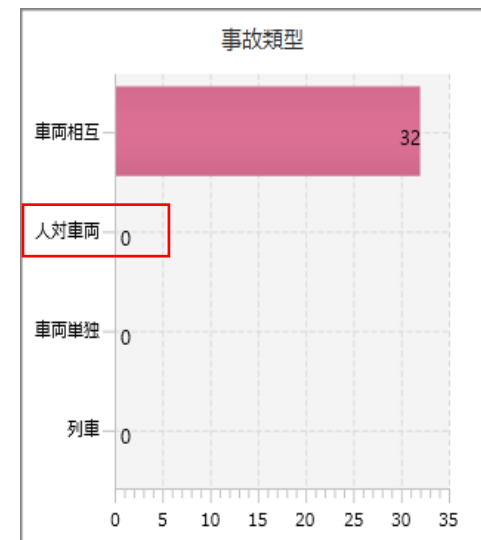
[県の考え方について]

- ・奈良県警察本部に確認したところ、当該歩道橋のある交差点及び、旭ヶ丘団地東入口交差点のそれぞれ前後約30mを含む範囲において、平成27年1月から令和6年12月31日までの10年間の交通事故は128件発生しています。
- ・いずれも車両相互や、車両単独でのもので、歩行者が横断中に車両と接触する等の歩行者が関係する事故は1件もありません。

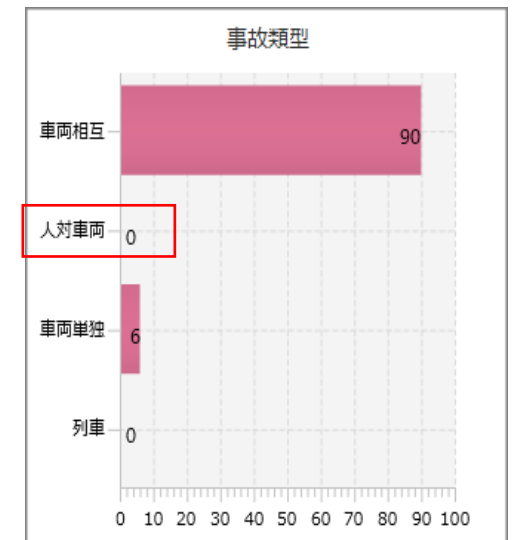


～事故類型グラフ～

歩道橋のある交差点
[事故件数: 32件]



旭ヶ丘団地東入口交差点
[事故件数: 96件]



- ・4車線整備にあわせて行う
 - 右折レーン、中央分離帯の設置 ⇒ 車両相互の事故抑制
 - 歩道新設 ⇒ 歩行者が一層円滑かつ、移動できる空間を創出

香芝市が主張する交差点において、歩行者が横断中に車両と接触した事故はありません。

[⑤香芝市が示した訴訟提起理由について]

⑤-1

県議会においては、**本市の見解に理解を示される議員も多い**と聞いており、奈良県知事が県議会に訴えの提起の議案を提出しても否決される可能性がある。

⑤-2

長期間が経過してから、訴訟提起をしてくることも想定される。

⑤-3

それ(県の提訴)が認められた場合、**法定利息の請求**にも及ぶことがほぼ確実で、**即時確定の利益**がある。

⑤-4

市が債務不存在確認請求の訴えを提起することによって、裁判所の判断で、その法律関係の存否を確定しておくことが、市の権利保護にとって有効適切。

[県の考え方について]

担当部局ですら**そのような情報は聞いておらず、全く根拠がない。**

提訴の議案を令和7年6月議会に議案提出すると既に3月4日、県議会で**表明済み。**

市が提訴しても、県の市に対する損害賠償請求にかかる**遅延損害金の発生が停止するものではない。**

県が訴えると表明しているにも関わらず、市が訴えを提起するために、**裁判所への手数料を支出**することになり、**市財政に損害**を与えている。

- 香芝市と県は、国道168号（香芝王寺道路）の道路拡幅工事に起因して生じる香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事の施行に伴い、工事の施行者、費用負担区分、費用の精算及び工事等目的物の引渡し等について定めた「基本協定書」を令和4年6月に締結している。
- 県は、基本協定書第4条に基づき歩道橋を完成させたことから、基本協定書第5条第2項、及び第6条第2項に基づき、令和6年9月に市へ「委託契約書（案）」を提示。
- その後、香芝市は県に要望書「歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書」を2回提出し、市の費用負担について減額するよう要望してきたが、その理由に妥当性がないことから、県は協定書で約束しているとおり費用負担するよう要請している。

◇経緯

H 7. 3 ・市は、国道168号に歩道橋を新設するため、道路法第32条の規定により「占用許可申請書」を提出し、県は許可を行う。
 ・その後、3年毎に条件を附して許可を更新（直近では、令和4年に許可）。

H 18. 4 ・県は、国道168号（3.2kmの区間）の渋滞解消等を図るべく道路拡幅を事業化。
 <道路拡幅に伴い市が設置した歩道橋が支障となる。>

H 19. 3 ・県は、都市計画道路奈良西幹線（国道168号）の幅員を18mから25mに都市計画変更。

R 2. 6 ・高田土木と市は、歩道橋の架け替えについて、平成26年から協議してきた経緯を踏まえ、以下の事項を決定する。
 [工事の施行] 道路法第23条（附帯工事の施行）に基づき、道路管理者である県が道路拡幅工事にあわせて施行すること。
 [費用負担] 道路法第59条（附帯工事に要する費用）等に基づき、市に一部の負担を求めること。
 <市の負担の考え方>
 →架け替え前の国道に占用している部分の撤去費用
 →架け替え前の歩道橋に係る減耗分の費用
 →架け替え前の歩道橋から改良（耐震工事等による機能強化）した費用
 [帰属及び維持管理] 工事の完了後、県は市に引き渡すとともに、市に帰属すること。

R 4. 6 ・知事と市長は、道路拡幅工事に起因して生じる香芝市旭ヶ丘小学校通学路歩道橋の架け替え工事の施行について、「工事等の費用負担区分（市の費用負担、概算総額60百万円）」などを定めた基本協定書を締結する。

R 5. 3 ・県は、歩道橋の架け替え工事を含む道路拡幅工事を一般競争入札で契約。（契約工期は令和5年4月3日から令和7年3月31日）

R 6. 2 ・横断歩道橋の概成。

R 6. 3 ・県は、協定書第6条1項に基づき、香芝市（小学校の教頭先生、教育委員会）立会のうえ工事等の完了を確認した。

R 6. 5 ・三橋氏が市長に就任。

R 6. 9 ・県は、落札差金等を考慮した費用を精算し、協定書第6条2項等に基づいて、委託契約書（案）と市の負担額（5,145万円）を市に提示する。

R 6. 11 ・市は、県に「歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書」を提出し、費用は全額県で負担するよう申し出る。

R 6. 12 ・県は、市から提出のあった要望書について、全額負担する理由に妥当性がないことからR6.9に提示している内容に基づき委託契約書を締結するよう要請（文書回答）。

R 7. 1 ・市は、県に2回目の要望書「歩道橋架け替え工事に係る費用負担に関する要望書」を提出し、市の負担額を2,174万円に減額するよう申し出る。

R 7. 2 ・県は、市から提出のあった要望書について、市の負担額を減額する理由に妥当性がないことから、令和7年2月14日までにR6.9に提示している内容に基づき委託契約書を締結するよう要請（文書回答）。

